

東京都特定労務管理対象機関指定要綱

令和5年6月27日付5福保医人第611号
一部改正 令和8年8月20日付8保医医人第1232号

第1 趣旨

この要綱は、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）第3条の規定による改正後の医療法（以下「法」という。）に基づき、東京都知事（以下「知事」という。）が行う特定地域医療提供機関、連携型特定地域医療提供機関、技能向上集中研究機関及び特定高度技能研修機関（以下「特定労務管理対象機関」と総称する。）の指定について、法に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 指定に係る業務

知事は、次に掲げる区分に応じ、当分の間、医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務があると認められる病院又は診療所について、当該病院又は診療所（都内に所在するものに限る。以下同じ。）の開設者の申請により、特定労務管理対象機関として指定することができる。

（1）特定地域医療提供機関（B水準）

ア 次の病院又は診療所における救急医療の提供に係る業務

- （ア）医療計画において三次救急医療機関として位置づけられている医療機関
- （イ）医療計画において二次救急医療機関として位置づけられている医療機関であつて、次に掲げる要件を満たすもの
 - a 年間の救急車の受入件数が1,000件以上であること又は当該医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間500人以上であること
 - b 5疾病・6事業の確保について重要な役割を担う医療機関

イ 次の病院又は診療所における居宅等における医療の提供に係る業務

- （ア）在宅療養支援病院又は在宅療養支援診療所
- （イ）その他、居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たしていると認められる医療機関

ウ 次の地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた病院又は診療所における当該機能に係る業務

- （ア）がん医療・循環器病・救急医療（精神科を含む）・周産期医療・小児医療の確保のために必要な役割を果たしていると認められる医療機関

(イ) その他、公共性と不確実性が強く働くものとして、地域医療提供体制の確保のために必要な医療機関

(2) 連携型特定地域医療提供機関（連携B水準）

病院又は診療所の管理者の指示により行われるものその他の当該病院又は診療所の管理者が医療提供体制の確保のために必要と認めた医師の派遣に係る業務

(3) 技能向上集中研修機関（C－1水準）

ア 臨床研修病院における臨床研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身に付けるための業務

イ 専門研修を行う病院又は診療所における専門研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知見及び技能を修得するための業務

(4) 特定高度技能研修機関（C－2水準）

特定分野（医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したものをいう。）における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所における医師※の業務（当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けたものに限る。）

※高度な技能の修得に関する計画が作成された医師であって、当該技能の修得のための研修を受けることが適当であることについて厚生労働大臣の確認を受けた者

第3 指定申請

特定労務管理対象機関の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、知事が別に定める期日までに、別表に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

第4 指定要件

知事は、前条の申請に係る病院又は診療所が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、第2の規定による指定をすることができる。

(1) 提出された業務に従事する医師の労働時間の短縮に関する計画（以下「労働時間短縮計画」という。）の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであることその他の厚生労働省令で定める要件※を満たすものであること。

※次に掲げる事項全てが記載されていること。

ア 当該病院又は診療所に勤務する医師の労働時間の状況

イ 当該病院又は診療所に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係

る目標

- ウ 当該病院又は診療所に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項
- エ その他、当該病院又は診療所に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項

(2) 法第108条第1項の規定による面接指導並びに第123条第1項本文及び第2項後段の規定による休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。

(3) 労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた事実であって厚生労働省令で定めるものがないこと。

第5 指定手続等

知事は、特定労務管理対象機関の指定をするに当たっては、法第132条の規定により医療機関勤務環境評価センターから通知を受けた第3の申請に係る病院又は診療所の評価の結果を踏まえるとともに、東京都医療審議会の意見を聴かなければならない。ただし、技能向上集中研修機関の指定をするに当たっては、上記に先立ち、東京都地域医療対策協議会の意見を聴かなければならない。

- 2 知事は、特定労務管理対象機関を指定したときは、様式5により当該医療機関に通知するとともに、東京都ホームページにおいて公示する。

第6 労働時間短縮計画の策定

特定労務管理対象機関の指定を受けた病院又は診療所の管理者は、遅滞なく、労働時間短縮計画を定めなければならない。

第7 労働時間短縮計画の見直しのための検討

特定労務管理対象機関の管理者は、1年ごとに当該特定労務管理対象機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いた上で、労働時間短縮計画についてその見直しのための検討を行わなければならない。

- 2 前項の規定により労働時間短縮計画についてその見直しのための検討を行い、その変更をしようとする者は、様式6に変更後の労働時間短縮計画を添えて、知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により労働時間短縮計画についてその見直しのための検討を行った結果、その変更をする必要がないと認めた者は、様式7を知事に提出しなければならない。

第8 指定の効力

特定労務管理対象機関の指定は、3年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 第2から第6の規定は、第1項の規定による指定の更新について準用する。

第9 指定に係る業務の変更

特定労務管理対象機関の開設者は、指定に係る業務の変更（厚生労働省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、様式8及び第3の規定に基づく書類を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により指定に係る業務の変更を承認するに当たっては、法第132条の規定により医療機関勤務環境評価センターから通知を受けた前項の申請に係る病院又は診療所の評価の結果を踏まえるとともに、あらかじめ、東京都医療審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項の規定による申請を承認したときは、様式9により当該医療機関に通知するとともに、東京都ホームページにおいて公示する。

第10 その他の変更

特定労務管理対象機関の開設者は、第9の変更以外で指定内容に係る変更をしようとするときは、様式10及び第3の規定に基づく書類を知事に提出しなければならない。

2 知事は、第1項の規定による申請を承認したときは、様式11により当該医療機関に通知するとともに、東京都ホームページにおいて公示する。

第11 措置命令

知事は、特定労務管理対象機関の管理者が、正当な理由がなく、医療法第111条に規定する必要な措置等を講じていないと認めるとき、又は第123条第1項本文若しくは第2

項後段に規定する休息時間の確保を行っていないと認めるときは、当該特定労務管理対象機関の開設者に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第 12 指定の取消し

知事は、特定労務管理対象機関が次のいずれかに該当するときは、第 2 の規定による指定（以下「指定」という。）を取り消すことができる。

- （1） 第 2 に定める業務がなくなつたと認められるとき。
- （2） 第 4 に定める要件を欠くに至つたと認められるとき。
- （3） 指定に関し不正の行為があつたとき。
- （4） 特定労務管理対象機関の開設者が法第 111 条又は前条の規定に基づく命令に違反したとき。

2 知事は、前項の規定により指定を取り消すに当たっては、あらかじめ、東京都医療審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第 1 項の規定により指定を取り消したときは、様式 12 により当該医療機関に通知するとともに、東京都ホームページにおいて公示する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 6 日から施行する。

附 則（令和 8 年 8 月 20 日 8 保医医人第 1232 号）

この要綱は、令和 8 年 8 月 20 日から施行する。

別表

区 分	提 出 書 類
1 特定地域医療 提供機関 (B水準)	(1) 申請書(様式1) (2) 労働時間短縮計画の案 (3) 法第113条第1項の指定に係る業務があることを証する書類 (4) 法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類 (5) 法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類 (6) 法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類
2 連携型特定地 域医療提供機関 (連携B水準)	(1) 申請書(様式2) (2) 労働時間短縮計画の案 (3) 法第118条第1項の指定に係る派遣の実施に関する書類 (4) 法第118条第2項において準用する法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類 (5) 法第118条第2項において準用する法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類 (6) 法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類
3 技能向上集中 研修機関 (C-1水準)	(1) 申請書(様式3) (2) 労働時間短縮計画の案 (3) 法第119条第1項の指定に係る業務があることを証する書類 (4) 法第119条第2項において準用する法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類 (5) 法第119条第2項において準用する法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類 (6) 法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類
4 特定高度技能 研修機関 (C-2水準)	(1) 申請書(様式4) (2) 労働時間短縮計画の案 (3) 法第120条第1項の指定に係る業務があることを証する書類 (4) 法第120条第1項の確認を受けたことを証する書類 (5) 法第120条第2項において準用する法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類 (6) 法第120条第2項において準用する法第113条第3項第3号の要件を満たすことを誓約する書類 (7) 法第132条の規定により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類